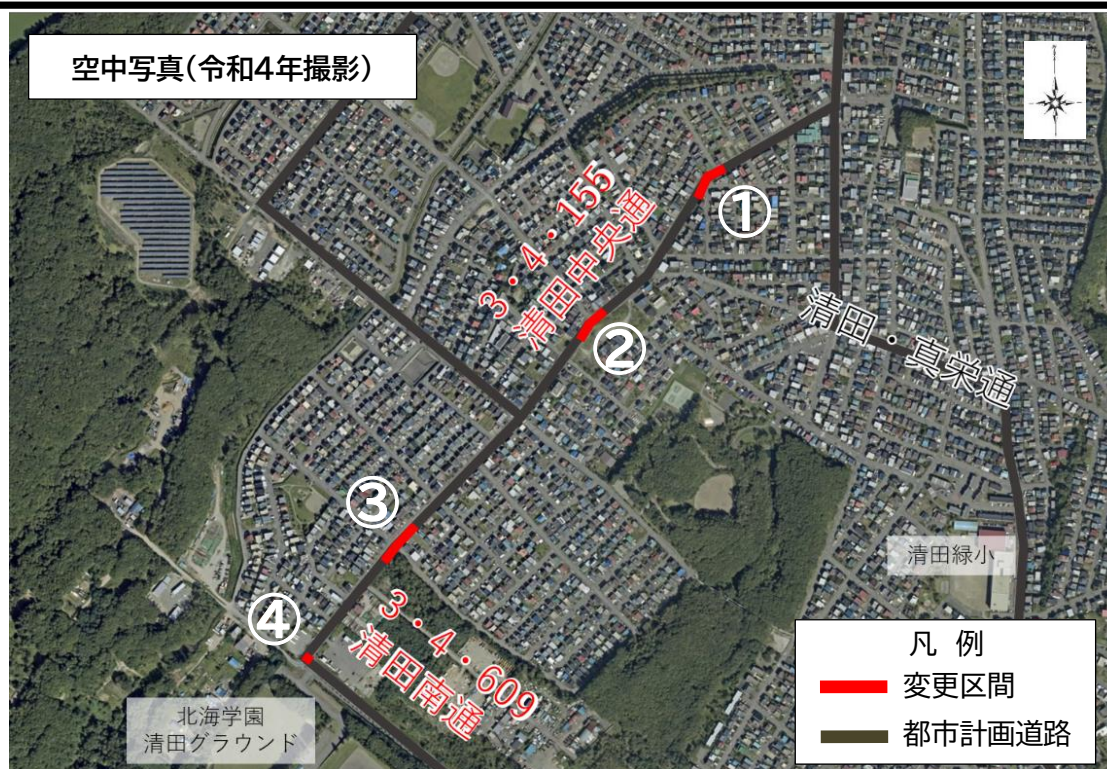


【清田中央通関連】

### ○都市計画道路の変更（3・4・155 清田中央通ほか1路線）



## 1 都市計画変更の概要

## 【3・4・155 清田中央通】

- 線形の一部変更 (①と②)

- ### ○幅員の一部変更 (③)

変更前：18.18m → 変更後：16.66～18.18m（幅員構成はP2図1のとおり）

変更区間：約 300m（合計）

- ### ○一部区域の変更 (④)

## 【3・4・609 清田南通】

- 清田中央通の変更に伴う一部幅員の変更 (④)

変更前：21.0～31.07m → 変更後：21.0～28.07m（幅員構成はP2図2のとおり）

変更区間：約 20m



【変更前】清田中央通



【変更後】清田中央通

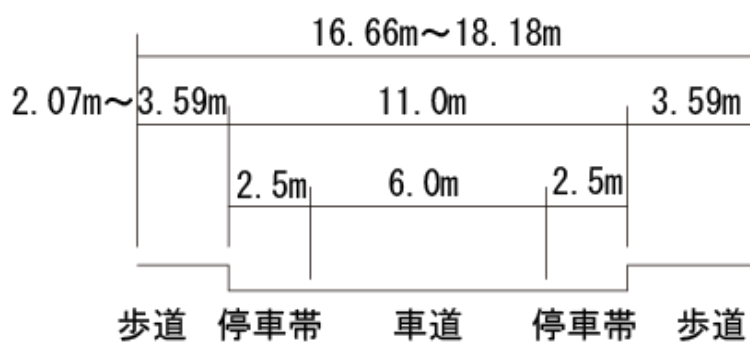
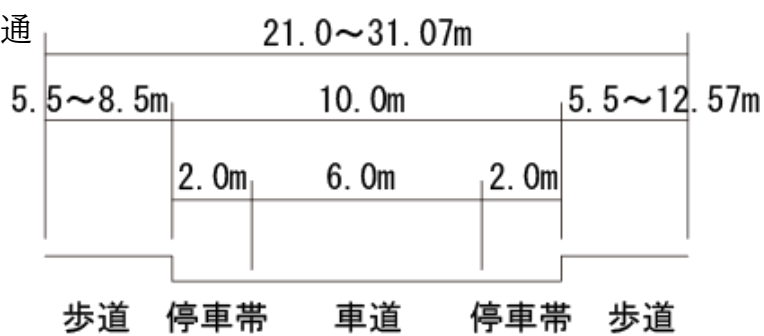


図1 幅員構成③

【変更前】清田南通



【変更後】清田南通

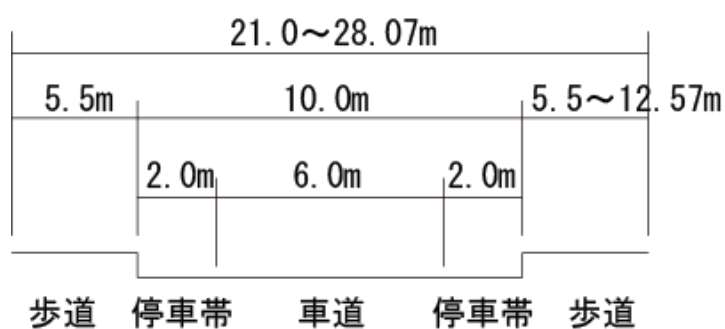
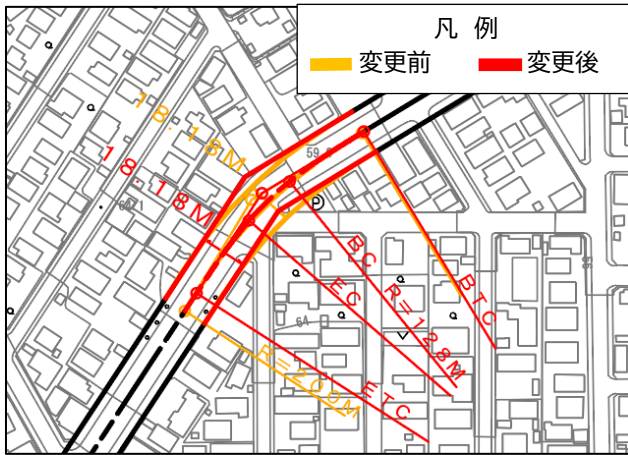


図2 幅員構成④

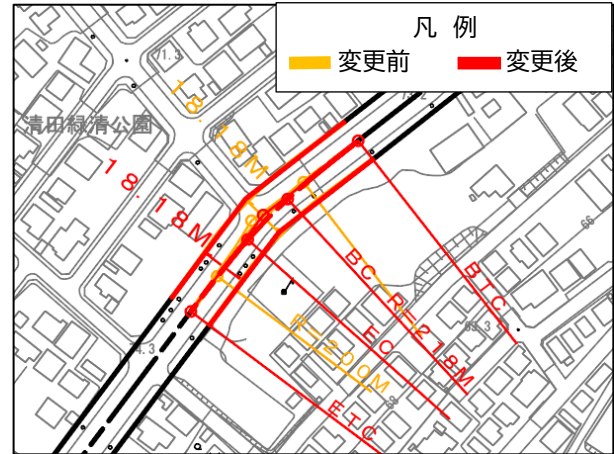


▽計画図①



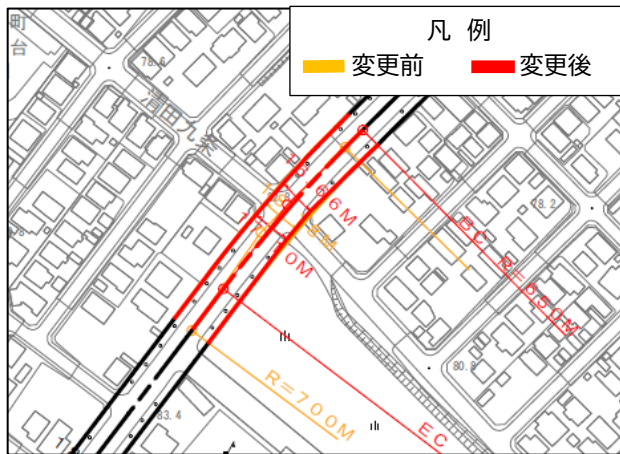
清田区清田6条2丁目

▽計画図②



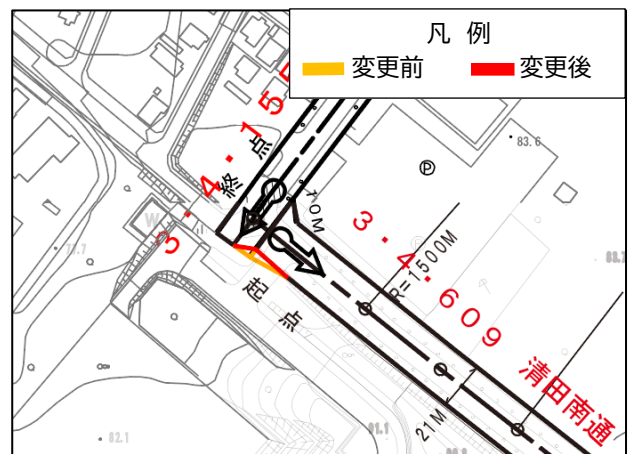
清田区清田7条2丁目

▽計画図③



清田区清田8条2丁目

▽計画図④



清田区清田

## 2 都市計画変更の経緯（理由）

- 本市では、平成20年3月に都市計画審議会の議論を経て「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、都市計画決定後、長期間整備が行われていない道路について、順次、都市計画の見直しを行っている。
- 清田中央通のうち、今回の変更区間①「清田団地29号線～清田団地27号線」、変更区間②「清田6条1・2丁目1号線～清田7条1丁目5号線」、変更区間③「清田元町区画整理7号線～清田元町区画整理3号線」区間の屈曲部及び変更区間④終点部については、都市計画決定（昭和62年2月12日）から20年以上が経過していること、事業の実施を検討していないことから、都市計画の見直し対象となっている。
- 見直し方針に基づき検討を行ったところ、道路構造令に基づく最小幅員及び曲線半径が確保されていることから、現況道路において都市計画道路の機能が概ね確保されていると判断し、現況に合わせた区域に変更するものである。
- 清田南通の起点部について、清田中央通の終点部の変更に伴い、一部区域の変更を行う。

(参考)「札幌市都市計画道路の見直し方針(概要版)」抜粋

## 都市計画道路見直しの必要性

### ●少子高齢化

札幌市では2015(H27)年頃をピークに人口が減少すると予想されています。

### ●公共事業費の減少

札幌市の道路整備予算は1995(H7)年のピークに比べ、現在は4割程度です。

### ●市街地の拡大抑制

都市計画マスタープラン(都市づくりの方針)では、市街地の拡大を抑制するというコンパクトシティへの転換が示されています。

長期未着手路線では  
建築制限が長期化

今後も整備が見込  
めない路線があり  
ます。

### 都市計画道路の 見直しが必要

最新の交通実態や  
市民ニーズを的確  
に反映した新たな  
都市計画道路網の  
再構築が必要です。

## 見直しの対象路線

### 未整備路線

#### 見直し対象路線

1. 都市計画決定から20年以上
2. 事業の実施を検討していない
3. 主要幹線道路等以外

### 見直し対象から除外

#### 事業化を検討中の区間

1. 都市計画決定から20年未満
2. 事業の実施を検討中の箇所

#### 主要幹線道路等

1. 主要幹線道路  
(2連携1環状1バイパス11放射道路)
2. 国道
3. 周辺市と連絡する道路

## 見直しの方法

### 未着手の状況Ⅱ

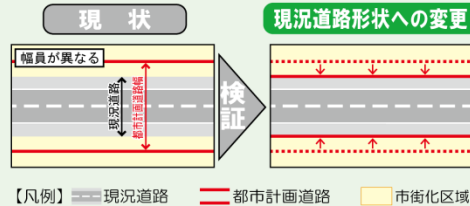
都市計画に必要な車線数が確保されているものの、道路の幅や線形が異なっている区間

#### 【見直しの指標】

- 現況道路において都市計画道路の機能が概ね確保され、道路構造令※2に基づく最小幅員が確保されている。

#### 【個別路線を検討するための視点】

- 最小幅員の弾力的な運用を行い、地形や交通事故発生状況など、地域の実情に応じて検討します。



※2 道路構造令：道路を新設、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令